

平成 26 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会

議 案 第 28 号 説 明 資 料

平成 26 年 6 月 2 日

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正火災予防条例の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3

消防総務課

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、平成25年12月27日に消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）が公布されたことから、屋外イベント等における火を使用する器具、又はその使用に際し火災の発生のおそれのある器具であって、総務省令で定める対象火気器具等の取扱いに関して、火災予防条例の基準を整備するため一部改正を行うものです。

○ 改正内容

1 大磯町火災予防条例第18条に規定する「液体燃料を使用する器具」について、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することとします。

また、同第19条「固体燃料を使用する器具」、同第20条「気体燃料を使用する器具」、同第21条「電気を熱源とする器具」及び同第22条「使用に際し火災の発生のおそれのある器具」についても同様の改正を行います。

2 大磯町火災予防条例第45条に規定する「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」について、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、露店等を開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)する場合には、消火器の準備が必要となることから、あらかじめその旨を消防機関に届け出ることとします。

3 施行日は、平成26年7月1日とします。

○ 改正火災予防条例（例）（平成26年1月31日発出）の概要

① 防火担当者の選任（主催者）

② 火災予防上必要な事業計画の作成及び計画に基づく業務の実施（防火担当者）

- ・ 火気器具等の使用及び危険物の取扱いを把握すること。
- ・ 露店等と客席の配置について火災予防上の安全を確保すること。
- ・ 火災が発生した場合の初動対応を整えること。 等

③ 火災予防上必要な業務計画を消防機関に提出（主催者）

④ イベント会場等で火気器具を使用する際に消火器の準備（火気使用者）

⑤ イベント会場等で火気器具を使用する露店等を開設する際の届出（露店主等）

なお、①～③は大規模な屋外イベントで、火災危険性が高いものとして消防長の指定した催しに適用する。

大磯町火災予防条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準 (液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>(10)～(13) 省略</p> <p>2 省略 (固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 省略</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号の2</u>までの規定を準用する。</p> <p>第20条 省略 (電気を熱源とする器具)</p> <p>第21条 省略</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。</p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準 (液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10)～(13) 省略</p> <p>2 省略 (固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 省略</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号</u>までの規定を準用する。</p> <p>第20条 省略 (電気を熱源とする器具)</p> <p>第21条 省略</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。</p>

改正案	現行
<p>(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定を準用する。</p> <p>第22条の2 省略</p> <p>第3節・第4節 省略</p> <p>第3章の2～第5章 省略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第43条・第44条 省略</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)</u></p> <p>第45条の2～第48条 省略</p> <p>第7章 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成26年7月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第8 省略</p>	<p>(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定を準用する。</p> <p>第22条の2 省略</p> <p>第3節・第4節 省略</p> <p>第3章の2～第5章 省略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第43条・第44条 省略</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>第45条の2～第48条 省略</p> <p>第7章 省略</p> <p>別表第1～別表第8 省略</p>